

● 配偶者などからの暴力は…

広報広聴課 ☎ 555-1111 ㊟ 541  
 (市役所 1 階広報広聴課市民相談係)  
 相談日時 月～金曜日 (祝日、年末年始を除く)  
 の午前 8 時 30 分～午後 5 時

◎女性悩みごと相談  
 (羽村市と福生市のどちらでも可)

◆羽村市広報広聴課市民相談係 ☎ 555-1111  
 ㊟ 541  
 相談日時 第 1・3・5 水曜日の午後 1 時 30 分  
 ～4 時 30 分

◆福生市秘書広報課広報広聴係 ☎ 551-1529  
 相談日時 第 2・4 水曜日の午前 9 時～午後  
 1 時

こちらでも相談できます

◆東京都女性相談センター多摩支所 ☎ 522-4232  
 相談日時 月～金曜日 (祝日、年末年始を除く)  
 の午前 9 時～午後 4 時

● 子育てと家庭に関することは…

子ども家庭支援センター ☎ 578-2882  
 (市役所 2 階子育て相談課)  
 ※ 18 歳未満のお子さんと家庭に関する相談に  
 応じています。

相談日時 月～金曜日 (祝日、年末年始を除く)  
 の午前 8 時 30 分～午後 5 時

相談内容

- 子どもの虐待に関すること
- 子どもの生活習慣や育児・しつけなど子育て全般
- 子育てに関するサービスの紹介

こちらでも相談できます

◆東京都立川児童相談所 ☎ 523-1321  
 立川市曙町 3-10-19  
 相談日時 月～金曜日 (祝日、年末年始を除く)  
 の午前 9 時～午後 5 時

◆子ゴコロ・親ゴコロ相談@東京 (LINE 相談)  
 相談日時 月～金曜日の午前 9 時～午後 9 時、  
 土・日曜日、祝日の午前 9 時～午後 5 時

◆児童相談所全国共通ダイヤル  
 ☎ 189 (いちはやく・24 時間  
 365 日対応)

※個人情報などの秘密は守られま  
 す。匿名でも可能です。

※虐待ではなかったとしても、連絡した人の  
 責任が問われることはありません。



▲ LINE 相談 QR コード

● 障害のある方に関することは…

障害福祉課 ☎ 555-1111 ㊟ 185  
 (市役所 1 階)  
 ※障害のある方やその家族・関係者の相談に  
 応じています。

相談日時 月～金曜日 (祝日、年末年始を除く)  
 の午前 8 時 30 分～午後 5 時

● 高齢の方に関することは…

高齢福祉介護課 ☎ 555-1111 ㊟ 195  
 (市役所 1 階)  
 相談日時 月～金曜日 (祝日、年末年始を除く)  
 の午前 8 時 30 分～午後 5 時

相談内容

- 高齢者虐待対応や、成年後見制度の利用な  
 どの権利擁護に関すること
- 介護保険サービス・福祉サービスの利用に  
 関すること
- 介護予防に関すること

こちらでも相談できます

※担当地区など詳しくは市役所または各支援  
 センターに問い合わせてください。

◆地域包括支援センターあさひ ☎ 555-8815  
 相談日時 月～金曜日 (祝日、年末年始を除く)  
 の午前 8 時 30 分～午後 5 時

◆地域包括支援センターあゆみ ☎ 570-1200  
 相談日時 月～土曜日 (祝日、年末年始を除く)  
 の午前 8 時 30 分～午後 5 時  
 ※土曜日は電話相談のみ

◆地域包括支援センターあかしあ ☎ 578-5508  
 相談日時 月～金曜日 (祝日、年末年始を除く)  
 の午前 8 時 30 分～午後 5 時

**11 月**は児童虐待防止推進月間  
**189 (いちはやく) ちいさな命に待たなし**  
**児童相談所全国共通ダイヤル ☎ 189**

児童虐待は社会全体で解決していくべき重要  
 な課題です。虐待が疑われる子どもを見つけた  
 時や、自分が子育てで悩んだ時は、子ども家庭  
 支援センターまたは児童相談所へ  
 連絡してください。

みんなで関心を持ち、子どもの  
 笑顔を守りましょう。

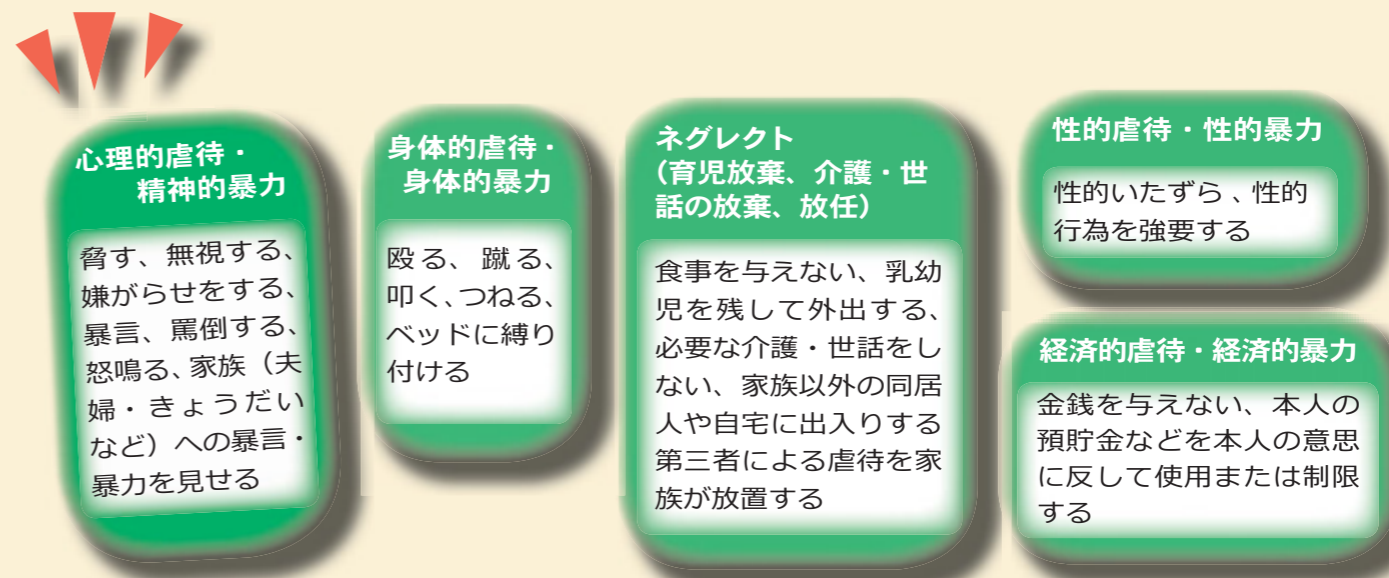
問合せ 子ども家庭支援センター  
 ☎ 578-2882 / 東京都立川児童  
 相談所 ☎ 523-1321



▲児童虐待防止の  
 シンボル・オレ  
 ンジリボン

子ども・女性・障害のある方・高齢の方へ  
**ひとりで悩まないで… まずは相談を!!**

子育てや介護、身近な人との関係などで、悩んでいることはありませんか。  
 市では、皆さんのさまざまな悩みに対し、専門の相談窓口を用意しています。今回は  
 特に、子どもや女性・障害のある方・高齢の方に関する相談窓口を紹介します。  
 悩んでいることがあったら「誰にも言えない」と思わずに、まずは相談してください。



それは、虐待・暴力かも…?!

心配… まずは

**相談してみよう**

命の危険を感じるなら **今すぐ!!**  
**警察に!**

**110 番**



▲女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク (内閣府)



▲女性に対する暴力をなくす運動ロゴマーク (内閣府)

国では、女性に対する暴力をなくすための取組みを一層強化し、女性の権利尊重のための意識啓発や教育の充実を図るため、毎年11月12日～25日に「女性に対する暴力をなくす運動」を展開しています。

配偶者などからの暴力、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシャル・ハラスメントなど「女性に対する暴力」は女性の権利を著しく侵害するもので、決して許されるものではありません。また、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

女性に対する暴力をなくし、誰もが安心して暮らせる社会づくりを進めましょう。

問合せ 企画政策課 ㊟ 314

11月12日～25日は  
**「女性に対する暴力をなくす運動」期間**